

## 久留米市生活排水処理基本構想【改定】（案）に関する意見募集について

「久留米市生活排水処理基本構想【改定】」の策定にあたり、「久留米市パブリック・コメント制度実施要項」に基づき、構想の趣旨や内容について広く市民へ公表し、意見を求めるもの。

### 1 名称

久留米市生活排水処理基本構想【改定】（案）

### 2 募集期間

令和6年1月29日（月）から令和6年2月27日（火）まで

### 3 構想（案）

別紙資料1、2

### 4 意見の提出方法

書面の持参、郵送、FAX、電子メールにより、下水道整備課に提出

### 5 構想（案）の閲覧

募集期間内に、企業局合川庁舎、本庁1階行政資料コーナー、各総合支所地域振興課、各市民センター、えーるピア久留米、中央図書館及び市のホームページなどで閲覧可能

# 久留米市生活排水処理基本構想

## 【改定】（案）

久留米市

## 5. 見直し後の生活排水処理基本構想について

### 1) 概要

公共下水道事業については、これまでの整備実績や国からの交付金状況を考慮した今後の事業量を想定し、整備目標年度を設定します。

#### 公共下水道整備完了目標年度

	現計画整備予定区域		見直し後 整備予定区域
	当初(平成 20 年策定時)計画	令和 5 年度予算ベース	
完了目標年度	令和 15 年度	令和 32 年度	令和 11 年度

国からの交付金が厳しい状況のなか、現計画で整備を進めた場合、整備完了は令和 32 年度となる見込みであるが、今後は、更に厳しくなる事も想定されており、その場合、整備完了に更に期間を必要とします。

汚水処理施設整備の長期化は、地域における水質保全の観点から行政としての責任が大きく、汚水処理の早期完成を目指すためにも公共下水道の整備予定区域を見直し、整備完了目標年度を令和 11 年度とします。

#### 久留米市生活排水処理基本構想における整備計画

事業名	地区名	完了予定年度	
		見直し前	見直し後
公共下水道	旧久留米・北野	令和 8 年度	令和 11 年度
	城島		令和 5 年度
	田主丸・三潆	令和 15 年度	令和 11 年度
農業集落排水	田主丸・北野	平成 9～26 年度整備済み	
合併処理浄化槽	全市域	令和 15 年度	

#### 久留米市 生活排水処理状況 (令和 4 年度末)

事業名	現況		見直し前(令和 15 年度)		見直し後(令和 15 年度)	
	人口(人)	構成比 (%)	人口(人)	構成比 (%)	人口(人)	構成比 (%)
公共下水道	264,225	87.6	292,000	94.2	266,809	90.5
農業集落排水	5,178	1.7	6,700	2.2	4,825	1.6
合併処理浄化槽	22,546	7.5	11,300	3.6	23,172	7.9
未処理	9,663	3.2	0	0.0	0	0.0
合計	301,612	(96.8) 100.0	310,000	100.0	294,806	100.0

## 2) 今後の課題

### ① 公共下水道事業

公共下水道事業については、整備区域及び期間を見直し、令和 11 年度までの整備完了を目指しますが、その為には引き続き、交付金等の財源確保が必要です。

加えて、老朽施設更新への対応、収益へとつながる接続率の向上など、多岐に亘る課題を抱えています。

このようなことから、ストックマネジメントによる建設改良費の平準化・低減を継続すると共に、接続率向上の取組みを進めて行く必要があります。

さらに、下水道事業の基盤強化につながる新たな手法（ウォーターPPP 導入の検討や ICT の活用など）についても検討を進めていきます。

#### 【ウォーターPPPとは】

国は、官民連携を推進する取り組みとして、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式（管理・更新一体マネジメント方式）を、公共施設等運営事業（コンセッション）と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図っています。

### ② 農業集落排水事業

農業集落排水事業については、平成 27 年度までに計画された全ての地区において整備が完了しております。

令和 2 年度に定めた「久留米市農業集落排水施設最適整備構想」では、現状の公共下水道施設の計画処理能力において、農業集落排水の全ての地区の処理が可能であり、公共下水道に統合することで 40 年間の機能保全コストの削減が見込まれることが示されております。

今後は、農業集落排水の処理場施設の耐用年数を考慮し、公共下水道との統合に向けて詳細な整備計画の策定や関係者との協議等を進めていきます。

### ③ 合併処理浄化槽事業

合併処理浄化槽事業の整備完了目標年度は、新構想においても令和 15 年度に設定しております。

今後は、「市町村設置型浄化槽」を、「個人設置型浄化槽」の制度に統一していくため、「市町村設置型浄化槽」の新規設置の申請受付は令和 6 年度末で終了する予定です。また、「個人設置型浄化槽」の設置を推進するため、公共下水道との自己負担の差を解消する補助制度を新設し、合併処理浄化槽への早期転換を促進するための施策を進めていきます。